

1. 学部

	卒業認定		教育課程	学位名称
	学部等規程	左記規程における 「学部長が別に定める卒業に必要な基準」※	学部等規程	
文学部	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上	別表	学士(文学)
教育学部	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、2年次以降に修得した専門科目の通算GPAが2.0以上であれば可とする)	別表第1 別表第2	学士(教育学)
法学部	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、卒業時における通算GPAの対象科目となる科目のGPの総和が卒業のために必要な単位数の2.2倍以上であれば可とする)	別表	学士(法学)
経済学部 経済学科	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、専門科目の修得単位数が80単位以上(必修科目を除く)であれば可とする)	別表	学士(経済学)
経済学部 経営学科				学士(経営学)
理学部 数学科	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、卒業時における通算GPAの対象科目となる科目のGPの総和が卒業に必要な単位数の2.2倍以上であれば可とする)	別表第1 別表第2	学士(理学)
理学部 物理学科		・卒業時の通算GPAが2.0以上		
理学部 化学科		・卒業時の通算GPAが2.0以上		
理学部 生物科学科(生物学)		・卒業時の通算GPAが2.0以上		
理学部 生物科学科(高分子機能学)		・卒業時の通算GPAが2.0以上		
理学部 地球惑星科学科		・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記の基準に満たない場合にも、卒業時における通算GPAの対象科目となる科目のGPの総和が260以上であれば可とする)		
医学部 医学科	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上 ・共用試験の合格	別表	学士(医学)
医学部 保健学科		・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、2年次以降(専門教育期)に修得した科目の通算GPAが2.0以上であれば可とする)		学士(看護学) 学士(保健学)
歯学部	第16条	・共用試験の合格	別表	学士(歯学)
薬学部 薬科学科	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、2年次以降に修得した専門科目の通算GPAが2.0以上であれば可とする)	別表	学士(薬科学)
薬学部 薬学科		・卒業時の通算GPAが2.0以上 (上記基準に満たない場合にも、2年次以降に修得した専門科目の通算GPAが2.0以上であれば可とする)		学士(薬学)
工学部	第16条	・卒業時の通算GPAが2.0以上	別表	学士(工学)
農学部	第16条	・卒業時の通算GPAが2.0以上	別表	学士(農学)
獣医学部	第15条	・共用試験の合格	別表	学士(獣医学)
水産学部	第15条	・卒業時の通算GPAが2.0以上	別表	学士(水産学)
現代日本学プログラム課程	第32条	—	別表	学士(学術)

[○北海道大学の学士課程における授業科目の成績の評価に関する規程](#) ※

[○北海道大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項](#) ※

※平成27年4月1日入学者から適用